

# 青森県観光国際戦略推進本部規約

## (名称)

第1条 この会は、青森県観光国際戦略推進本部（以下「本部」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本部は、東北新幹線全線開業や北海道新幹線開業などによる人的・物的交流の活発化や、経済発展を続ける東アジア諸国をはじめとする海外に対する経済的ウエイトの拡大を踏まえ、「青森の元気」を創り出し、未来へとつなげるため、交流人口の拡大や海外市場からの外貨獲得の取組強化に向けて、「青森県観光戦略」及び「青森県輸出・海外ビジネス戦略」（以下これらを「戦略」という。）に基づき、全県的な取組を推進することを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項に取り組む。

- (1) 交流人口の拡大に向けた全県的な取組の推進
- (2) 海外市場からの外貨獲得に向けた全県的な取組の推進
- (3) 戦略の推進に向けた会員相互の情報共有
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第4条 本部は、第2条の目的に賛同する団体等をもって構成する。

## (役員)

第5条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名

2 本部長は、青森県知事をもって充てる。

3 副本部長は、本部長が指名する。

## (役員職務)

第6条 本部長は、本部を代表し、部務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

## (総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、本部長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 事業の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(専門委員会)

第8条 戦略のフォローアップ及び施策・事業のローリングを行うため、本部に専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、本部長が選任する。

(オブザーバー)

第9条 本部にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて本部長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 本部の事務局は、青森県観光国際戦略局観光企画課に置く。

2 事務局長は、青森県観光国際戦略局長をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月26日から施行する。